

○防犯カメラ設置及び運用に関する要綱

令和5年1月9日

告示第93号

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、勝山市が整備する防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防その他公共の安全の維持を目的として特定の場所に継続的に設置するカメラであって、撮影装置、画像表示装置、画像記録装置及び関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラによって撮影され、記録された映像をいう。

(設置の目的)

第3条 防犯カメラは、公共の場所における犯罪及び事故を未然に防止し、市民生活の安全と安心を確保するために設置することとする。

(設置場所等)

第4条 防犯カメラの設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 勝山市役所
- (2) 勝山市消防署
- (3) 勝山市体育館「ジオアリーナ」
- (4) 長尾山総合公園
- (5) はたや記念館「ゆめおーれ勝山」

- (6) 白山平泉寺歴史探遊館まほろば
- (7) 勝山市道の駅「恐竜溪谷かつやま」
- (8) 猪野瀬こうみん館
- (9) 平泉寺まちづくり会館
- (10) 村岡まちづくり会館
- (11) 勝山市立北谷町コミュニティセンター
- (12) 勝山市立野向町コミュニティセンター
- (13) 荒土まちづくり会館
- (14) 北郷まちづくり会館
- (15) 鹿谷まちづくり会館
- (16) 遅羽まちづくり会館

2 防犯カメラを新たに設置するときは、前条の目的を達成するために効果的と認められる場所に、警察等の関係機関と協議の上設置しなければならない。

3 防犯カメラに記録される区域には、見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示するものとする。

(管理責任者等)

第5条 防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、管理運用責任者を置く。

2 前項の管理運用責任者は、施設を管理する所属の長をもって充てる。

(画像の保存等)

第6条 画像の保存期間は、原則30日以内とし、保存期間を経過した記録画像は新たな画像を上書きする方法により自動的に消去する。ただし、犯罪捜査等の必要により、警察その他関係機関から保存の要請があった場合又は施設の管理運営において支障がある場合は、この限りでない。

2 画像は、不必要な複製又は加工を行わない。

3 画像の記録媒体は、施錠設備を有する場所に保管するなど、適正に管理しなければならない。

(画像の閲覧及び提供)

第7条 管理運用責任者は、防犯カメラの設置目的以外の目的のために、画像を利用しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、第三者に提供し、又は閲覧させることができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 市民等の生命、身体及び財産の保護その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

(3) 捜査機関等から犯罪及び事故の捜査等のために閲覧を求められ、協力する必要がある場合

(4) 記録された本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

(5) その他管理運用責任者が必要と認める場合

2 管理運用責任者は、前項ただし書の規定により画像を第三者に提供し、又は閲覧させるときは、相手先から身分証明書の提示等により身元の確認を行うとともに、当該第三者の氏名、連絡先、閲覧又は提供の日時、理由等を記録し、当該記録を5年間保存しなければならない。

(委託等に伴う措置)

第8条 管理運用責任者は、防犯カメラの設置及び運用に係る事務を委託するとき、又は指定管理者に事務を行わせるときは、当該委託を受けた者又は指定管理者(以下「受託者」という。)にこの要綱を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情等への対応)

第9条 管理運用責任者及び受託者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問合せを受けた場合は、誠実かつ迅速に対応しなければならない。

(個人情報保護に関する法律の遵守)

第10条 この要綱に定めるもののほか、管理運用責任者及び受託者は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の趣旨にのっとり、防犯カメラの設置等に関し、個人の権利利益及び基本的人権を侵害しないように適切な措置を講じなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。